

二重底頂部のウェルの定義に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

二重底頂部のウェルの定義に関する事項

改正理由

本会規則において、二重底を有する船舶にあつては、二重底の上面の汚水を排除するための適当な方法を講じることを要求しており、C 編 6.1.3 及び CS 編 6.1.3 においてウェルに関する規定を定めている。

一方、C 編 6.1.8 及び CS 編 6.1.7 においても SOLAS 条約第 II-1 章第 9 規則に基づき、別途ウェルに関する規定を定めている。

今般、これらのウェルに関する規定を一つにまとめ、参照を容易にするとともに、ウェルの深さに関する要件を一部改めた。

改正内容

C 編 6.1.8 及び CS 編 6.1.7 に定めるウェルの規定を C 編 6.1.3 及び CS 編 6.1.3 にそれぞれ移設するとともに、一部要件を改めた。